

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成24年1月19日（木）

社会・援護局



# I 社会関係

## (重点事項)

頁

第1	社会保障と税の一体改革素案について（総務課、保護課）	
1	生活困窮者対策の推進・生活保護制度の見直しについて	1
第2	生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1	生活保護制度を取り巻く現状について	4
2	自立・就労支援の充実・強化、そのための体制整備について	6
3	不正受給対策の推進等について	14
4	平成24年度生活保護基準について	18
5	医療扶助の適正化について	19
6	住宅手当緊急特別措置事業の継続実施について	29
7	生活保護法施行事務監査等について	31
第3	生活困窮者支援について（地域福祉課）	
1	ホームレス等生活困窮者支援について	33
2	生活福祉資金貸付制度について	36
第4	地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進について	41
2	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	49
3	ひきこもり対策について	51
第5	福祉・介護人材について（福祉基盤課）	
1	福祉・介護人材確保対策について	53
2	経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて	60
第6	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	63
第7	地方改善事業等について（地域福祉課）	67
第8	独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）	
1	社会福祉振興助成事業について	69
2	福祉貸付事業について	70
3	社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	71

第9	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉法人の指導監査について	73
2	社会福祉施設の耐震化・防災対策について	75
3	社会福祉施設の運営等について	78

第10	災害対策等について（災害救助・救援対策室）	
1	東日本大震災を踏まえた防災体制の強化について	83
2	災害救助法の運用について	87
3	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 （国民保護法）について	92

（予算概要） 頁

平成24年度予算（案）の概要	94
----------------	----

（連絡事項） 頁

社会・援護局（社会）の組織体制について	102
---------------------	-----

（参考資料） 頁

1	生活保護の動向	104
2	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施 について	113
3	障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業 （福祉・介護人材参入促進事業 等）について	114
4	介護福祉士等修学資金貸付制度について	125
5	被災3県の求人・求職動向	126
6	福利厚生センターサービスメニュー一覧	127
7	全国社会福祉協議会中央福祉学院において実施する研修	129
8	国立保健医療科学院において実施する研修	130
9	民間金融機関との協調融資（併せ貸し）制度の概要	131
10	社会福祉施設等の耐震化状況	132
11	住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震関連抜粋）	135

12	第三者評価事業（都道府県別の受審数）	-----	137
13	社会福祉法人の新会計基準について	-----	138
14	福祉避難所の指定状況について	-----	148

## II 援護関係

頁

### (重点事項)

第1	遺骨帰還等慰霊事業について	
1	遺骨帰還事業について	151
2	慰霊巡拝事業について	152
3	慰霊碑に関する事業について	153
第2	戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について	
1	DNA鑑定について	156
2	遺骨及び遺留品の伝達について	156
第3	中国残留邦人等に対する支援策の実施について	
1	中国残留邦人等に対する支援策の実施について	159
2	支援給付事務の監査について	160
第4	中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について	161
第5	旧ソ連抑留中死亡者の資料調査等について	162
第6	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進等について	
1	平成23年改正法による戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進について	163
2	戦没者等の遺族に特別弔慰金の時効失権防止への取組について	163
第7	昭和館・しょうけい館の入館促進について	164

### (予算概要)

平成24年度援護関係予算(案)の概要	166
--------------------	-----

### (参考資料)

1	平成24年度予算(案)事項別内訳	168
2	援護年金について	171
3	援護年金等受給者数	172
4	恩給関係経費について	173
5	戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について	174
6	硫黄島からの遺骨帰還プラン	182
7	昭和館について	186
8	しょうけい館について	187
9	援護関係資料の国立公文書館への移管について	188

# I 社会関係

# 重 点 事 项



# 第1 社会保障・税一体改革素案について（総務課、保護課）

## 1 生活困窮者対策の推進・生活保護の見直しについて

政府・与党は、昨年六月に「社会保障・税一体改革成案」を決定し、この成案を早急に具体化するため、政府・与党でさらに検討が進められ、本年1月6日に政府・与党社会保障改革本部において「社会保障・税一体改革素案」が決定されたところである。

「社会保障・税一体改革素案」においては、未来への投資（子ども・子育て支援）の強化、医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化などの社会保障改革の方向性が示されており、その中でも改革の柱の一つとして、貧困・格差対策の強化が掲げられている。

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得者へきめ細やかな配慮を行うことにより、貧困・格差対策の強化に取り組むことは喫緊の課題である。

このため、貧困・格差対策の強化については、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）の策定（平成24年秋目途）に向け、検討を進めていく予定である。

### （1）生活困窮者対策の推進

第二のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備等を進めるため、国の中期プランを策定することや、生活困窮者の自立に向けた生活支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討することを予定している。

### （2）生活保護制度の見直しについて

生活保護の見直しについては、国民の国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組んでいく予定である。

なお、平成24年度における当面の対策として、生活保護制度において、以下の取り組みを実施する。

ア 生活保護受給者の就労・自立支援の充実

ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

イ 生活保護の適正化の徹底

支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

(参考) 社会保障・税一体改革素案 (抄)

6. 貧困・格差対策の強化 (重層的セーフティネットの構築) (一部再掲)

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

○ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略 (名称は今後検討) を策定する。 (平成24年秋目途)

i 生活困窮者対策の推進

○ 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。

a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。

b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関 (NPO、社会福祉法人等) の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。

ii 生活保護制度の見直し

○ 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

＜平成24年度における主な関連施策＞

- 当面の対策として、生活保護制度において、以下の取組を実施する。
  - i 生活保護受給者の就労・自立支援の充実
    - ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。
  - ii 生活保護の適正化の徹底
    - 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

## 第2 生活保護制度等について（保護課、自立支援・指導監査室）

### 1 生活保護制度を取り巻く現状について

#### （1）現行制度下で過去最高となる受給者数について

平成23年9月の生活保護受給者数は約207万人であり、平成23年7月に現行制度下で最大となり、以後も増加を続けている。

これは、厳しい社会経済情勢の変化や高齢化の急速な進展を反映したものであると考えられるが、基本的な考え方は、支援が必要な方に対しては適切に保護を実施していくというものである。

稼働能力を有すると考えられる「その他の世帯」は、10年前の約5.5万世帯から平成22年度の約22.7万世帯と4倍強の増加となっており、稼働能力を有する受給者に対する就労支援の一層の強化が課題となっている。「高齢者世帯」についても、10年前の約34.1万世帯から平成22年度の約60.4万世帯と大幅に増加し、全受給世帯の半数弱を占める状況にあり、そうした方々に対する社会的・日常生活的な自立を促進することも必要である。

また、近年不正受給は、平成21年度においては約2万件、金額にして約102億円となっており、不正受給対策を更に強化していくことも喫緊の課題となっている。

さらに、生活保護費負担金については、平成21年度実績で約3兆円（事業費ベース）を突破し、平成23年度予算においては約3兆4千億円となっている。

#### （2）生活保護制度に関する国と地方の協議について

急増する生活保護受給者への対応に追われる福祉事務所の現状を背景に、一昨年の10月には指定都市市長会から、11月には全国市長会から制度改革に向けた具体的な提案をいただいたこと等を踏まえ、昨年5月30日に、厚生労働省政務三役と地方団体推薦首長によるハイレベル会合を開催した。

その後、8回にわたる事務レベルの会合を開催して論点整理を行い、昨年12月12日に開催したハイレベル会合において中間とりまとめがなされた。

中間とりまとめにおいては、各検討項目ごとに、①運用改善等で速やかに実行する事項と②引き続き検討を進める事項とに分けて整理しており、①については速やかに実行に着手するとともに、②については引き続き地方自治体とも意見交換を行い、社会保障と税の一体改革に関する議論の動向も踏まえつつ検討していくこととされた（具体的な対策の内容については後述）。

### （3）提言型政策仕分けについて

昨年11月23日に開催された提言型政策仕分けにおいて、生活保護の見直しも評価対象となり下記のような評価結果が示された。

- ・ 保護基準について、就労インセンティブを削がない水準にすべき
- ・ 第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図る
- ・ 能力開発、就業紹介と生活保護を一体的に進めるための体制の構築（省内、関係省庁）
- ・ 医療費の適正化（指定医療機関への指導強化、後発品の利用義務づけの検討、一部自己負担の検討）
- ・ 住居・食事等を一体的に提供する事業者に対する届出制を導入すべき

今後、生活保護制度がより適切に運用されるために、どのような方策が取り得るか検討していく。

### （4）民主党生活保護WTについて

昨年11月、民主党厚生労働部門会議の下に生活保護WT（座長：梅村聡議員）が設置され、有識者や地方自治体からのヒアリングを含め、生活保護制度に関する議論が行われ全4回の会合を踏まえ、同年12月には中間とりまとめが行われた。

中間とりまとめにおいては、全体を「早急に実施すべき取り組み」と「生活保護制度の改正も含め、今後さらに検討すべき事項」に分けて整理し、「早急に実施すべき取り組み」としては、医療扶助の適正化、不正受給対策の徹底、雇用/労働施策と連携した就労支援体制の強化等、「生活保護制度の改正も含め、今後さらに検討すべき事項」としては、地方自治体の調査権限の強化等の生活保護制度の見直しや生活困窮者対策の推進等について計画的な実施を目指す観点から、総合的なプランを策定することが示されている。

## 2 自立・就労支援の充実・強化、そのための体制整備について

「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ」（平成23年12月12日。以下「中間とりまとめ」という。）では、生活保護受給者の自立・就労支援の充実・強化として、就労による自立の促進、生活保護に至らないための仕組みの拡充、社会的自立の促進についての施策を講じることとされた。

これまで、各自治体には就労支援をはじめとして積極的に自立支援に取り組んで頂いているところであるが、中間とりまとめ等を踏まえて、今般、就労支援の一層の強化、就労が困難な者に対する社会的自立の支援の強化等を行うこととしているので、各自治体においてはこれらの取組を総合的に推進できるよう体制整備をお願いします。

### (1) 就労支援の強化について

#### ア 就労支援の強化について

中間とりまとめで、国から地方自治体に対して、期間を設定した集中的な就労支援を行うこと等を含む生活保護受給者の経験や適性等に応じた就労・自立支援の方針を提示する必要があるとされていることから、求職者支援制度や自立支援プログラムの活用などを含めた就労支援に係る援助方針の策定についても、各自治体の意見を踏まえて、今後お示しすることとする。

#### イ 就労支援員の増配置等について

ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員（平成23年12月現在、1,732名（就労意欲喚起を行う者等を含む。））による、就労自立のためのきめ細かな支援は、必要不可欠な存在となっている。（費用対効果：2.1倍（人件費/就労・増収による保護費の減額効果））

このため、平成23年度第3次補正予算において各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）の事業実施期間を平成24年度末まで延長し、生活保護受給者の就労支援に必要な経費を確保したところである。

また、昨今の生活保護受給者数の増加状況等を踏まえて、必要な数の就労支援員が確保できるよう基金の配分を行ったところであるので、各自治体におかれて

は、生活保護受給者の就労支援について一層の強化に取り組まれるようお願いする。

更に、詳細は追ってお示しするが、上記（１）のアで示した方針に基づいて就労支援の強化を行う場合は、積極的に就労支援員を配置できるよう、配置指標を見直す等の措置を講じることとしているので予めご了承ください。

また、小規模な自治体については、特定の福祉事務所で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所への巡回等し、就労を支援することも可能であるので検討いただくようお願いする。

なお、平成２１年度より実施している就労支援員の全国研修会は、平成２４年度も開催する見込みであるので積極的な参加をお願いする。

#### ウ 「福祉から就労」支援事業の充実について

平成２３年度より、生活保護受給者等の自立支援の充実・強化を目的に、地方自治体と都道府県労働局・公共職業安定所（以下「ハローワーク等」という。）の間で、支援対象者数等の事業目標、相互間の役割分担等を明確にした協定等に基づき連携した就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施しているところである。

更に積極的な就労支援を行うため、就職支援ナビゲーターによる福祉事務所等への積極的な訪問等による生活保護申請前段階からの支援開始やハローワークの強みを活かしたマッチング機能の強化等について、平成２４年度予算（案）に計上（職業安定局）している。

各自治体におかれては、「福祉から就労」支援事業において生活保護申請前段階からの支援やマッチング機能の強化等が行われることを踏まえ、ハローワーク等との情報共有等をこれまで以上に強化いただくようお願いするとともに、ハローワーク等との協定を未だ締結していない自治体におかれては、早急に協定を締結いただくようお願いする。

(2) 福祉事務所等におけるトランポリン機能の強化について【資料1 11P】

生活保護受給者に対する就労支援については、積極的に実施されており、一定の効果を上げているところ。しかし、就労意欲の低い者や就職するための基本的な生活習慣に課題を有する者は、通常就労支援では結びつきにくい状況にある。

そのため、平成24年度予算(案)において生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても早期に脱却できるよう、従来の就労支援に加え、就労意欲が低いなど、直ちには就職には結びつきにくい者を対象に、職業開拓員の配置や協力事業所等への委託等により、①生活のリズムづくりなど、就労の際に求められる基本的な日常生活習慣の改善支援、②清掃、警備、介護など就労に結びつきやすい基礎技能習得や就労に必要な基礎能力の習得、③就労に結びつきやすい職種等に特化した個別求人開拓等の取組を総合的に行うことにより、就労支援・自立支援におけるトランポリン機能を強化することとしている。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用するようお願いする。

(3) 社会福祉法人等と連携した社会的自立の強化について【資料2 12P】

就労による自立が容易でない高齢者等の生活保護受給者については、社会貢献活動、就労体験など社会とのつながりを通じて、社会的な自立をすることは個人の尊厳という観点からも重要である。

そのため、社会福祉法人等の協力を得て、ボランティア活動や中間的就労などの社会貢献活動、就労体験等の活動の場を提供することにより、社会生活や日常生活能力の向上等を目指す取り組みの強化を予定しており、現在、関係団体と詳細を調整しているところである。

各自治体におかれては、自立支援プログラムの策定、生活保護受給者を受け入れることが可能な社会福祉法人等の確保、受入先との調整を行うコーディネーターの確保等により、生活保護受給者の社会的自立の支援を強化するようお願いする。

(4) 子どもの貧困連鎖解消に向けた取り組みについて【資料3 13P】

子どもの貧困の連鎖解消については、現在の貧困・格差問題の最重要課題のひとつであり、従前より「社会的な居場所づくり支援事業」として、学習支援の場の提供等を実施いただいているところである。



平成24年度予算（案）においては、従前の取り組みに加えて、家庭訪問・養育相談等の積極的なアウトリーチ支援、高校進学者の中退防止のための支援等の充実強化を行うこととしている。各自治体におかれては関係機関と調整の上、これまで以上に積極的に取り組まれるようお願いする。なお、参加対象者の範囲については特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとすることとしているのでご了知いただきたい。

#### （5）被災者の自立支援、就労支援策について

現在、平成23年度第3次補正予算により、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業を実施しているところである。

本事業は、保護の実施機関に配置する生活再建サポーターが、何らか東日本大震災の影響を受けた生活保護受給者（保護の相談に来た者を含む）に対し、各種施策等の情報提供や手続き等地域の実状に応じた様々な役割を柔軟に行うことを想定しており、それにより生活保護受給者への必要な支援を行き届かせることが可能になるとともに、保護の実施機関の事務を総合的に補完できる事業である。各自治体におかれては、雇用情勢等諸般の状況を勘案の上、積極的に取り組まれるようお願いする。

#### （6）自立支援プログラムの策定状況について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取り組みを推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援についてもより一層強化するようお願いする。

自立支援プログラムの策定状況	23年3月	22年3月	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム	1,614	1,549	65
(生活保護受給者等就労支援事業分を除く) 策定自治体数	856	846	10
日常生活自立に関する自立支援プログラム	2,048	2,008	40
策定自治体数	816	804	12
社会生活自立に関する自立支援プログラム	303	307	-4
策定自治体数	211	210	1
(再掲) 子どもの健全育成に関する自立支援プログラム	377	—	—
策定自治体数	247	—	—
(再掲) ボランティア・社会参加等の機会を提供するプログラム	107	—	—
策定自治体数	88	—	—
(再掲) 就労に関するプログラム	1,276	—	—
(生活保護受給者等就労支援事業分を除く) 策定自治体数	837	—	—
合計	3,965	3,864	101

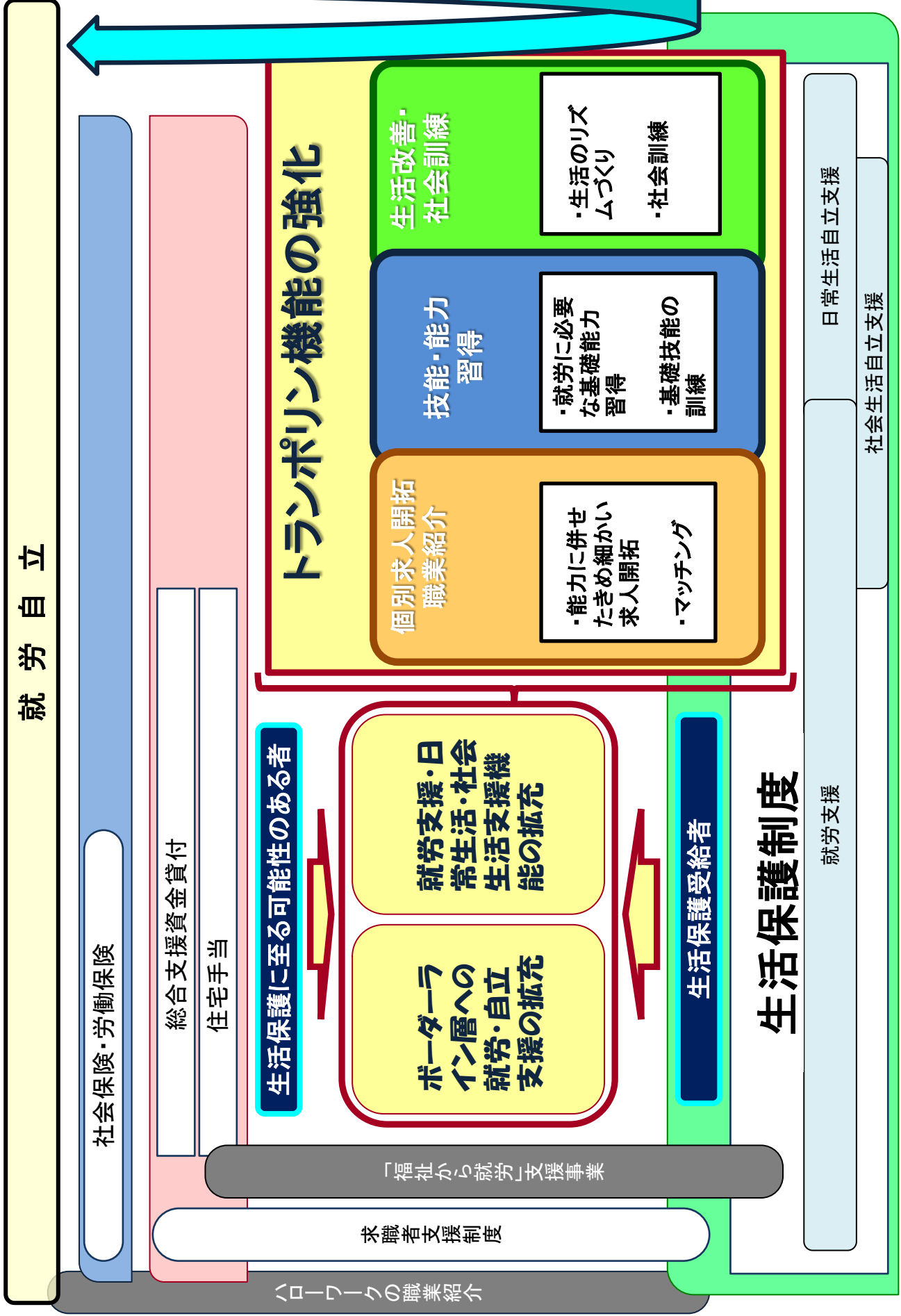
(単位：プログラム)  
社会・援護局保護課調べ

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。

#### (7) 求職者支援制度と生活保護制度との関係整理について

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認められる者、いわゆる特定求職者に対して、職業訓練の実施や就職に関する支援措置を講ずることにより、職業及び生活の安定に資することを目的としている。職業訓練による就職実現が期待できると保護の実施機関に判断され、自らの意思で職業訓練の受講を開始した生活保護受給者が、受講開始後、合理的な理由なく認定職業訓練等の出席を懈怠する場合や、正当な理由なくハローワークによる就労支援の指示に従わなかった等の場合には、保護の実施機関において、受給者の受講状況やそれまでの就労活動状況等を把握の上で適切な助言及び指導を行うことが必要であり、中間取りまとめでも、同様の指摘がされているところ。

具体的な取り扱いについては、地方自治体の意見も踏まえつつ、今後明確化を図っていくこととする。



就労困難な生活保護者

現状

生活習慣が未確立

12 社会とつながりを持たない

現状で満足している

就労の可能な者

就労支援・就労指導

地方自治体

自立支援プログラムとして整備(実施方法等を記載)

受入先のコトバネットワーク

コトバネットワーク

社会福祉法人(約2.5万(同法人による社会福祉施設)  
(保護、老人、身体・知的・精神障害、児童、婦人、母子福祉施設))

施設の対応

生活保護者に対し、  
・社会貢献  
・生活能力向上  
のための「場」を提供

施設の機能

処遇計画に基づく  
・日常生活自立支援  
・相談援助や機能訓練  
・レクリエーション等  
地域交流活動等による  
「居場所」の提供

参加受入内容

職員の手助けを行う  
ボランティアや  
就労体験を実施  
・サービス補助  
・利用者の話相手  
・施設管理  
(草むしり等)の手伝  
・居場所の活用等

○施設サービスの定  
員外利用(地域交流)  
・相談援助  
・レクリエーション  
・居場所の活用等

効果

○社会性の向上

→ 人との関係性再構築  
・社会貢献  
・居場所の確保  
・外出機会の増加

○日常生活能力向上

→ 規則正しい生活習慣  
・適切な食事  
・健康増進



結果として期待できるもの

→ 医療扶助、介護扶助、  
その他福祉サービスの  
の利用変化

→ 就労の促進 等

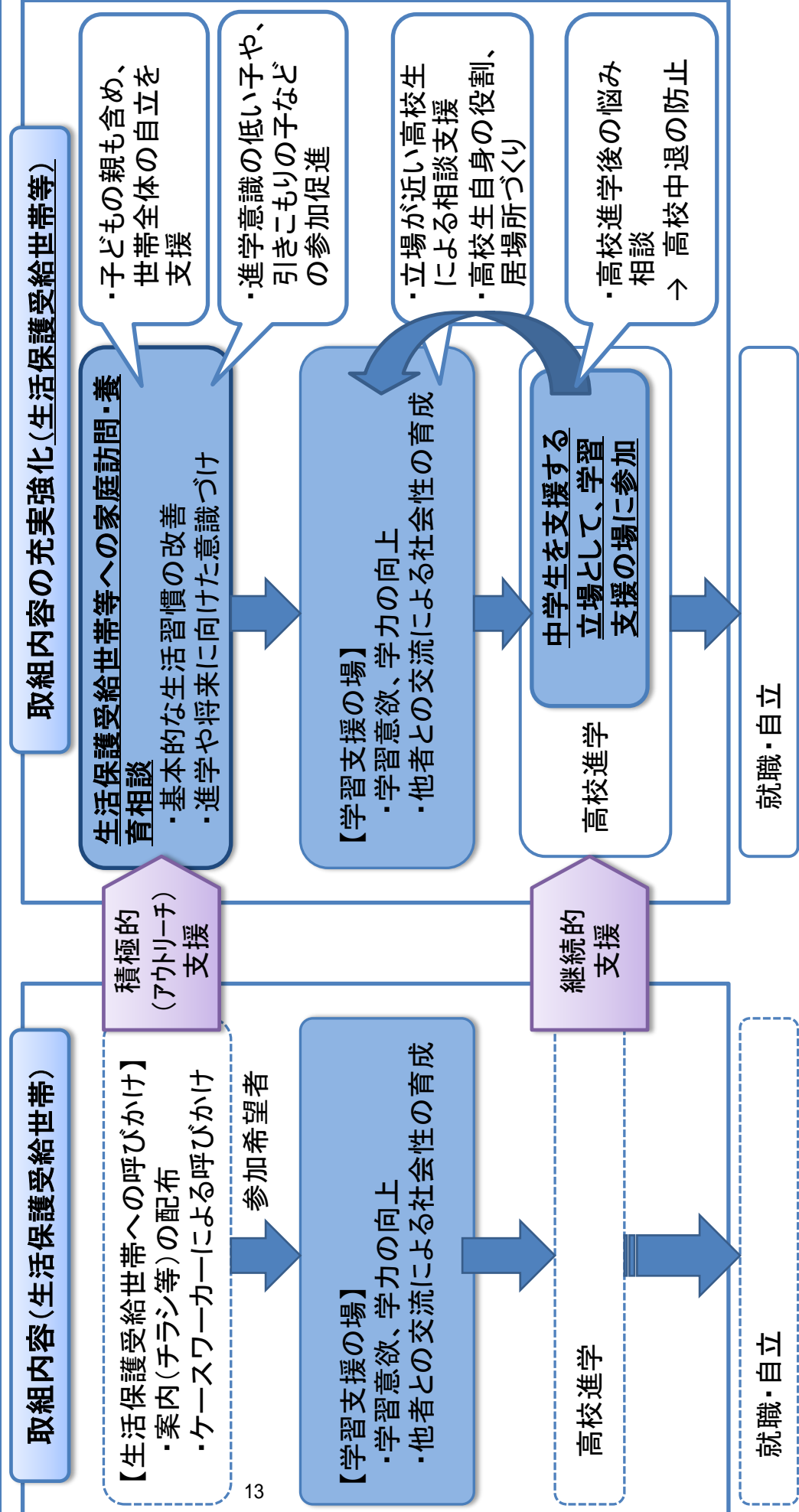
NPO等

・ボランティア等の実施

平成24年度における拡充内容

これまでの取組に加え、以下の取組を拡充する。

- ① 子どもの養育や、基本的な生活習慣の改善等に関する相談支援のための家庭訪問を実施
  - ② 高校に進学した生徒も、中学生の相談役等として学習支援の場に参加
- なお、対象者は、特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとする。



### 3 不正受給対策の推進等について

#### (1) 金融機関本店に対する一括照会について

適正な保護の決定及び保護費の支給のために、生活保護法第29条に基づく要保護者等の資産及び収入の状況を把握することが不可欠であり、要保護者等の預貯金等に関する調査については、日頃より、各自治体においてご尽力いただいているところである。本調査をより円滑かつ効果的に実施できるよう、地方自治体から国に対し運用の改善を求める要望が出されており、「中間取りまとめ」においても、金融機関本店への一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要があるとされたところである。

本店一括照会については、既に全国地方銀行協会などから前向きな回答を得ていることから、今年度中を目途に導入に向けた調整を進めているところであり、調整後すみやかに各自治体に対し周知する予定であるので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、同問題を解決するため民主党において「貧困問題と貧困ビジネスを考える民主党議員の会」が発足し、生活保護受給者に対して住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対して刑罰も含めた新たな法規制について、同会で議員立法（被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案）が検討されている。現在、同法案の国会提出に向けた準備が進められ、厚生労働省としても必要な協力をしているところである。

また、無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成22年7月に各自治体にご協力の下、実態を把握し、平成23年6月に実態調査結果を公表した。本調査結果から、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、平成21年10月20日発出した通知と同旨の事務連絡を発出したところであり、以下に掲げる事項について管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、平成24年度も今年度に引き続き「居宅生活移行支援事業」を実施し、従前からの委託方式に加え、補助方式でも可能とする予定である。本事業は、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対して入居者の居宅生活に向けた支援を委託し、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援を図るためのものであることから、無料低額宿泊施設の適正な運営にも資するものである。本事業の積極的な活用について検討いただきたい。

### (3) 要保護者の適切な発見把握について

一昨年、生活困窮から電気・ガス・水道料金等を滞納し、ライフラインが止められ、死亡に至るとい痛ましい事件が発生したことを踏まえ、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所の連携を強化し、要保護者の発見・把握に努めるよう平成22年10月1日付で厚生労働省社会・援護局保護課長通知によりお願いし、今年度も引き続き平成23年7月8日付で同旨の通知を発出したところである。

また、中間とりまとめにおいても、電気・ガス等のライフライン関係事業者との連携等を通じて、保護すべき者の早期発見、漏給防止対策を徹底するための方策を検討する必要があるとされている。

今後とも、同通知に留意の上、これら事業者等との連携の強化とあわせ、猛暑日等には必要に応じて、特に高齢者等に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認に努められたい。

なお、安否確認等にあたっては、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源の活用についても検討されたい。

#### (4) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成23年10月28日付けで通知された処置要求において、法第78条の適用及び法第63条に基づく費用返還決定額の算定について、不適切な取扱いを行う自治体が見受けられたところであり、以下の改善が求められたところである。

ア 厚生労働省は、事業主体に対して、法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示し、収入申告がなされていない事態について検討を十分行った上で、法第78条を厳格に適用するよう徹底を図ること

イ 厚生労働省は、事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定等の判断の適切性並びに返還金の額から控除する額の適切性及び必要性を検討するための様式を示すなどすること。また、返還決定に当たり、特に遡及して年金を受給した場合を含め、原則として返還対象額全額を返還させる取扱いを徹底すること

ウ 厚生労働省は、事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと

(ア) 申告義務について被保護世帯の状況に応じた的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の提出を求めること

(イ) 返還決定等に当たり、返還及び徴収の対象となる期間及び返還対象額等の算定を適正に行うこと。また、返還決定に当たり、自立更生費等を控除する場合は、必要性を十分検討した上で、控除の認定を適切に行うこと

エ 厚生労働省及び都道府県等が、事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、返還決定等の状況の確認を徹底し、保護費の返還及び徴収が適正に行われていない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

また、医療扶助における長期入院患者の実態把握が適切に実施されていない自治体が見受けられるとのことで、以下のとおり改善が求められたところである。

ア 事業主体に対して、査察指導員、現業員、嘱託医、主治医との間で、退院の促進に向けて組織的に連携するよう、技術的助言等を行うこと

イ 長期入院患者の実態把握の必要性及び実施要領に基づき適正に長期入院患者を把握することの重要性を事業主体に周知徹底するとともに、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう、次のことを実施すること



(ア) 嘱託医の書面検討の検討が行われたことを確認できるよう書面検討の結果等を記載する様式等を示すこと

(イ) 現業員等が主治医の意見を聴取するに当たり、的確に主治医の意見を聴取できるよう、退院の可能性を確認するため聴取すべき事項を例示等すること

(ウ) 退院の可能性について主治医から聴取した意見等を記載する項目等を調査票等に設けるなどすること

ウ 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、長期入院患者の実態把握等について確認し、長期入院患者の実態把握等が十分でない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

会計検査院の指摘を踏まえ、追って厚生労働省社会・援護局保護課から通知等により具体的な事務手続等をお示しする予定であるので、あらかじめご了承ください。

#### (5) 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の活用について

生活保護の適用は、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、預貯金などの資産や年金等の社会保障施策と同様に活用することが前提となっている。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金（以下「リバースモーゲージ」という。）については、平成22年に会計検査院から指摘を受け、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、及び「生活保護受給者等に対する生活福祉資金貸付制度の活用について」

（平成23年6月24日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、生活保護受給者が所有する不動産等の資産の状況等の適時適切な把握と組織的管理を求めるとともに、必要に応じリバースモーゲージ制度の活用等を具体的に指導助言するよう周知しているところである。各自治体におかれては引き続きリバースモーゲージの活用を促進されたい。

## 4 平成24年度生活保護基準について

### (1) 平成24年度生活扶助基準について

生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点（水準均衡方式）から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。

平成24年度の生活扶助基準の改定については、こうした考え方にに基づき、これまでの基準に係る経緯を踏まえ、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。

なお、生活保護基準については、社会保障審議会生活保護基準部会において、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、基準額が一般の低所得世帯の消費実態と適切に均衡がとれているかなど、専門的かつ客観的に評価・検証を実施することとしており、本年末を目途に報告書のとりまとめを考えている。

また、現在の子ども手当は、昨年10月分より「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき支給されており、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護受給世帯には子ども手当と同額の児童養育加算を設けているところであるが、今後、子ども手当の改正がなされた際には、生活保護の児童養育加算についても所要の対応を行うこととしている。

### (2) その他

出産扶助（施設分べん）及び生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

## 5 医療扶助の適正化について

### (1) 医療扶助の適正化について【資料4 25P】

生活保護受給者が急増する中であって、医療扶助は生活保護費（約3兆円：平成21年度実績額）の約5割、1.5兆円を占めるまでになっているが、近年は、向精神薬の転売や、指定医療機関による架空請求など、医療扶助に係る不正事案が発生しており、「社会保障・税一体改革」（平成23年7月閣議報告）においても、医療扶助の適正化が政府全体の課題として取り上げられる等、適正実施に向けた取り組みが強く求められている。また、中間とりまとめにおいても、医療扶助の適正化に向けた取り組みを実施する必要があることについて、国及び地方自治体の認識が一致したところである。

こうした状況を踏まえ、今後、医療扶助の更なる適正化に向けた取り組みとして、以下の点について重点的に実施していくこととしているので、ご了知いただくとともに管内の福祉事務所等関係者へ周知願いたい。

### ア 後発医薬品の新たな使用促進策【資料5 26, 27P】

平成24年度より、医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、医療扶助についても、受給者の選択の権利等を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する予定である。

具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図ることとしている。（詳細については後述する。）

### イ 「医療扶助相談・指導員（仮称）」の配置【資料6 28P】

平成24年度予算（案）において、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、全国の福祉事務所に、生活保護受給者への助言指導や、医療機関、薬局への制度の趣旨・取扱いに関する周知・協力依頼を行う「医療扶助相談・指導員（仮称）」の配置をするために必要な予算を確保したところであり、積極的な取り組みをお願いする。

(ア) 具体的な業務（例）

- 生活保護受給者、医療機関、薬局に対する周知・協力の依頼
  - ・生活保護における後発医薬品の取扱（使用促進、新たな取組）について、周知徹底・協力の依頼
- 生活保護受給者の薬剤使用状況の確認
  - ・薬局の協力を得て先発薬を継続使用している生活保護受給者の処方せんを確認する等により、薬剤使用状況を確認
  - ・後発医薬品の処方実績が他の指定医療機関と比較し相当程度低調な場合には、当該指定医療機関へ意見聴取するとともに、医療扶助における後発医薬品の使用促進の実施に協力を依頼
- 患者（生活保護受給者）への助言指導
  - ・先発医薬品の継続使用者に対する助言指導
  - ・その他、重複受診者などに対する適正受診指導等

(イ) 「医療扶助相談・指導員（仮称）」の職種について

「医療扶助相談・指導員（仮称）」は、医療扶助、とりわけ後発医薬品の使用促進に取り組むこととしていることから、薬剤師や看護師、保健師、社会福祉士等の資格を有している者が望ましいが、地域の事情に応じて、生活保護制度に精通しているケースワーカーOB等、本取り組みを円滑に実施する上で福祉事務所が適当と認めた者でも差し支えないものと考えている。

(ウ) 予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

- ・医療扶助適正実施推進事業（新設）
- ・対象経費 人件費、委託費、活動経費（事務費、交通費等）
- ・補助率 国10／10

## ウ 電子レセプトを活用したレセプト点検の更なる強化

平成23年度より本格運用している電子レセプトの活用することにより、医療券の有効性や医療扶助受給資格の確認を行う資格点検及び当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）による診療内容の横覧点検・縦覧点検が、これまでの紙レセプトに比べ格段に効率化されたところであり、各地方自治体におかれては、引き続き実効性のあるレセプト点検の実施をお願いする。

なお、平成24年度には、電子レセプトに係るシステムについて、抽出機能の更なる強化等を行うこととしている。具体的には、これまで、向精神薬の重複処方者の抽出をするには、向精神薬が処方されているレセプトを抽出し、別途、名寄せ（紐付け）を行うために対象レセプトをCSVデータに出力した上で集計を行う必要があったものを、複数の医療機関から向精神薬の重複処方を受けている者の一覧を自動的に作成できるようにする等、具体的に適正化の対象となり得る者を簡便に抽出できるようにするといった改修を行う予定である。

改修プログラムの配布時期は夏から秋頃になる予定であるが、それまでの間においても、先般配布した「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」等を参考にしながら、電子レセプトを活用した効率的・効果的なレセプト点検の実施に努められるようお願いする。

## エ 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導等

生活保護の指定医療機関において、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、医療扶助を狙った不正請求が発生しているが、指定医療機関に対する不正事案に対しては、厳正な対応を行っていただくよう改めてお願いする。

一方、都道府県本庁による指定医療機関に対する指導等については、指導体制が十分でないこと等により個別指導等の実施率が全体の1%弱で推移していることを踏まえ、効果的・効率的な実施をお願いしているところである。

具体的には、生活保護法における審査・支払代行機関である社会保険診療報酬支払基金より各都道府県等本庁に対し提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる医療機関の特徴（「請求全体に占める被保護者の生活保護受給者のレセプト件数が多い医療機関」「生活保護受給者のレセプト1件当たりの点数が高い医療機関」等）を総合的に勘案し、

個別に内容審査をした上で、適正化対象の選定を行うよう通知しているところである。

なお、今後、より具体的な適正化対象を選定する際の参考となる基準を策定する予定であるので、ご了解願いたい。

#### オ 向精神薬における適正受診の徹底

平成22年度に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同一月に複数の医療機関（精神科）で向精神薬の重複処方を受けている者についてサンプル調査を実施した結果、約7割の者が複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。このため、平成23年度においては、調査対象を全診療科に拡大し、同一月内に向精神薬が重複処方されている全ケースについて、電子レセプトを活用した調査を実施し、不適切な事例については適正受診指導等を行うようお願いしているところである。

平成24年度においても、引き続き、向精神薬の重複処方の状況について重点的にレセプト点検を実施し、処方内容の調査を実施するようお願いする。また、上記自治体の取組状況に係る地方厚生局による検査指導について、平成24年度も引き続き行う予定であるのでご了解願いたい。

### (2) 後発医薬品の新たな使用促進策について（再掲）【資料5 26, 27P】

平成24年度より、医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、生活保護医療についても、受給者の選択の権利等を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する予定である。詳細については、別途通知するが、概要は以下のとおりであるのでご了解願いたい。

#### ア 後発医薬品の使用促進の取組状況

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成24年度までに数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、総合的な取組を行っているが、平成23年9月時点での後発医薬品の数量シェアは22.8%となっており、政府目標の達成のためには一層の使用促進が

必要である。

このため、今後、以下の取り組みを行うことにより、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

- ① 新しいロードマップを作成
- ② 医療保険による経済インセンティブを強化するために平成24年度の診療報酬改定において以下の取り組みを実施予定
  - ・ 保険薬局で患者へ後発医薬品の価格情報等の提供
  - ・ 処方せん様式の変更（個別の医薬品について、変更不可か記載を求める）
  - ・ 保険薬局・医療機関における使用数量に応じた報酬の見直し

また、生活保護における調剤医療費（院外処方）に占める後発医薬品薬剤費の割合は、医療全体の後発医薬品の金額シェア7.9%（国保連・支払基金審査全体（H22.5月診療分））に対し、生活保護分は7.0%（H22.6月審査分）にとどまっている。

このため、医療全体で後発品の使用促進に取り組んでいる中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組むことが求められている。

#### イ 後発医薬品の新たな使用促進策

後発医薬品の使用促進を図るため、診療報酬では、後発医薬品使用に心配等がある者に対して、処方された薬の服用日数を分割して調剤する方法（例えば、薬の処方期間が30日の場合に、まず10日分だけ後発医薬品を試しに服用し、本人の理解が得られれば残りの20日間分をもらう）を取り入れている。この仕組みの考え方を踏まえ、生活保護受給者に対して、後発医薬品は効能・安全性・供給体制等には万全を期しており、先発医薬品との差異はないことを説明した上で、先ずは一旦、1回の処方期間を目安に、後発医薬品を服用してもらうよう促すこととし、一旦服用後に、本人の意向を再度確認し、更なる使用促進を図る取り組みを、平成24年度より行うこととした。

#### ウ 留意事項

新たな使用促進策は、後発医薬品を一旦服用することを基本とするものである

が、本人に説明し理解を求めた上で、一旦服用を促すものである。本人が後発医薬品の服用を望まない場合は本人の意向を尊重することとしており、後発医薬品を使用しない場合であっても、保護の廃止等強制的な措置を実施するものではない。また、後発医薬品を一旦服用した場合であっても、その後、後発医薬品を継続するか否かについては、再度本人の意向を確認することとしている。

なお、新たな使用促進策は、後発医薬品の使用に関して医師が処方せんの「変更不可」欄に署名している場合は対象外としており、医師の処方に関する判断を尊重するというこれまでの考え方に変更はないのでご留意いただきたい。



### (1) 後発医薬品の利用促進

医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施。

具体的には、生活保護受給者に理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

### (2) 「医療扶助相談・指導員（仮称）」の配置

後発医薬品の使用促進など医療扶助適正化対策を推進するため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員（仮称）」配置し、後発医薬品の取扱いについて周知徹底・協力依頼、適切な受診行動を行っている者に対する助言指導等を行う。

### (3) 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

これまでの紙レセプトに比べ、平成23年度から本格運用している電子レセプトを活用することで、抽出・点検作業の効率化を図られることから、各自治体においてレセプト点検の強化に取り組み、国においても、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となりうる者を抽出するための機能強化を行う。

### (4) 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導

電子レセプト等を活用して、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し、生活保護受給者に関する1件当たりの請求金額が高い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別に内容審査し、請求内容に問題の疑いがある医療機関に対しては重点指導を実施。また、指導等の対象となる医療機関を選定する基準を策定し、指定医療機関に対する効果的・効率的な指導を推進する。

### (5) 向精神薬における適正受診の徹底

同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている生活保護受給者などの受診行動についても、電子レセプトを活用等することでの確に把握し、嘱託医協議・主治医訪問等を通じ、内容を審査するとともに、不適切な受診があった際には、生活保護受給者に対し適正な受診を指導。

## 背景

○ 後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資することから、平成24年度までに数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っているが、平成23年9月時点での後発医薬品の数量シェアは22.8%となっており、政府目標の達成のためには一層の使用促進が必要である。

政府目標	後発医薬品の数量シェア(平成23年9月薬価調査速報値)
平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上	22.8%

○ このため、今後、以下の取組を行うことにより、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

- ① 新しいロードマップを作成
- ② 医療保険による経済インセンティブを強化するために平成24年度の診療報酬改定において以下の取組を実施予定
  - ・保険薬局で患者へ後発医薬品の価格情報等の提供
  - ・処方せん様式の変更(個別の医薬品について、変更不可か記載を求める。)
  - ・保険薬局・医療機関における使用数量に応じた報酬の見直し

○ また、生活保護における後発医薬品の使用は、患者の自己負担が生じないため、コスト意識によるインセンティブが働かない等の理由により、医療全体の後発医薬品の金額シェア7.9%に対し、生活保護分は7.0%にとどまっている。

	生活保護分(H22.6月審査分)	国保連・支払基金審査全体分(H22.5月診療分)
後発医薬品金額シェア	7.0%	7.9%

(調剤医療費(院外処方)に占める後発医薬品薬剤費の割合)

➡ **「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」等の考え方に基づき、医療全体で後発品の使用促進に取り組んでいる中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組むことが必要。**

## 新たな使用促進策

◆ 診療報酬において既に導入されている、分割して後発医薬品を使用する仕組み(後発医薬品の分割調剤)の例にならない、生活保護受給者の利便性に配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する。  
 具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

※ 医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。

※ 後発医薬品を一旦、服用することを基本とする。ただし、本人の意向を尊重し強制的な措置は実施しない。

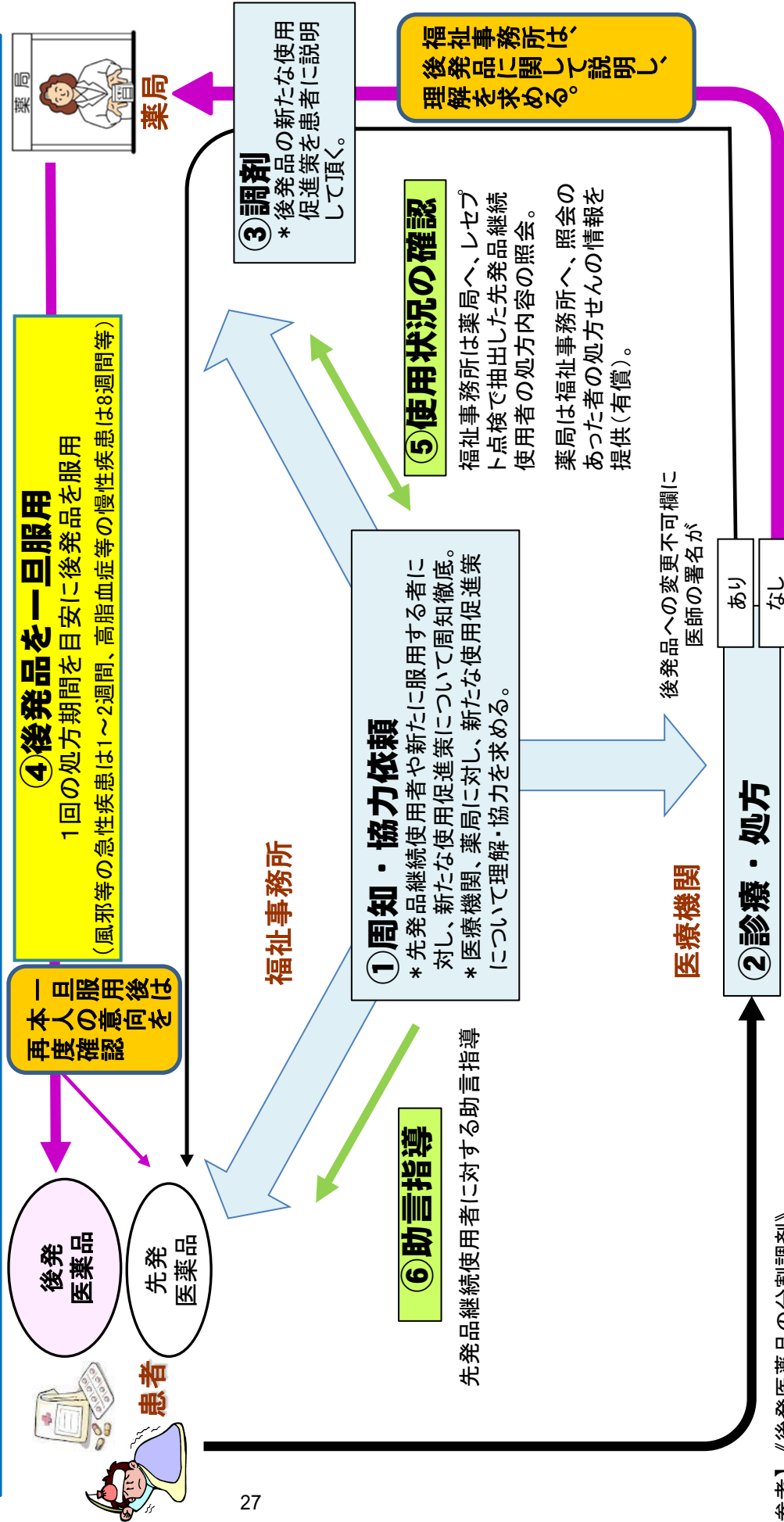
# 後発医薬品の使用促進策(案)

## 新たな使用促進策

診療報酬において既に導入されている、分割して後発医薬品を使用する仕組み(後発医薬品の分割調剤)の例に  
 ならい、生活保護受給者の利便性に配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する。  
 具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、  
 後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

※ 医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。

※ 後発医薬品を一旦、服用することを基本とする。ただし、本人の意向を尊重し強制的な措置は実施しない。



【参考】《後発医薬品の分割調剤》

診療報酬では、後発医薬品使用に心配等がある者に対して、処方された薬の服用日数を分割する方法(例えば、薬の処方期間が30日の場合に、まず10日だけ後発医薬品を試しに服用し、問題なければ残りの20日間分をもらう)がある。

平成24年度予算額(案) :セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数

## 背景

- 後発医薬品の普及については、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいるところ。
- 一方、生活保護における後発医薬品の使用については、患者の自己負担が生じないため、コスト意識によるインセンティブが働かない等の理由により、医療全体の金額シェア7.9%に対し、生活保護分は7.0%(※)にとどまっている。

後発医薬品金額シェア	生活保護分(H22.6月審査分)	国保連・支払基金審査全体分(H22.5月診療分)
	7.0%	7.9%

- ・医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組む。
- ・具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。(新たな取組)

28

## 事業内容

- 後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、福祉事務所に、患者(生活保護受給者)への助言指導や、医療機関・薬局への周知・協力依頼を行う「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置(※)する。

(※ 薬剤師、看護師、保健師、社会福祉士等を想定。但し、ケースワーカー・OB等福祉事務所が適当と認められた者でも可。)

### 【具体的な業務例】

- <生活保護受給者、医療機関、薬局に対する周知・協力依頼>
  - ・生活保護における後発医薬品の取扱(使用促進、新たな取組)について、周知徹底・協力依頼
- <生活保護受給者の薬剤使用状況の確認>
  - ・薬局の協力を得て先発薬を継続使用している生活保護受給者の処方せんを確認する等により、薬剤使用状況を確認
  - ・後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し相当程度低調な場合には、当該指定医療機関へ意見聴取するとともに、医療扶助における後発医薬品の使用促進の実施に協力を依頼
- <患者(生活保護受給者)への助言指導>
  - ・先発薬の継続使用者に対する助言指導
  - ・その他、重複受診者などに対する適正受診指導等



## 6 住宅手当緊急特別措置事業の継続実施について

### (1) 住宅手当制度について

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、住宅を喪失した離職者等への対策に万全を期するため、平成21年10月から「住宅手当緊急特別措置事業」を実施しているところである。

この事業は、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃として住宅手当を支給することにより、再就職に向けて安定した住居を確保できるよう支援するとともに、各自治体に配置される住宅確保・就労支援員による就職活動支援を目的とするものである。

平成21年10月からの事業開始後の実績は以下のとおりである。

#### 【住宅手当実績】

平成23年度10月末現在

実績月	支給決定件数 (新規決定分)	常用就職者数※	常用就職者率
平成21年度	19,741	1,546	7.8%
平成22年度	37,151	15,525	41.8%
平成23年度	15,348	8,099	52.8%
計	72,240	25,170	34.8%(累計)

※注 住宅手当緊急特別措置事業は、平成21年10月より実施。

※注 東日本大震災の被災等により、平成23年3月～5月の間、一部市については、含まれていない。

※常用就職者数：雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

平成23年4月から多くの方が住宅手当を活用して再就職できるよう、「福祉から就労」支援事業を実施し、住宅手当受給者の就労支援を強化した。

また、平成23年10月に、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づく制度の職業訓練及び職業訓練受講給付金の取扱について、実施要領改正を行った。

本事業については、東日本大震災の影響もあり、経済・雇用情勢等が依然として厳しい現状を踏まえ、平成24年度も実施できるよう、平成23年度第3次補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の1年延長を決定した。

今後も、各自治体において平成24年度の事業実施に向け、「福祉から就労」支援事業の積極的な利用による支援やハローワークとの一層の連携を図るなど、実施

体制を整備するとともに、本事業のより一層の利用促進に取り組んでいただくようお願いする。

## 7 生活保護法施行事務監査等について

### (1) 平成24年度の生活保護法施行事務監査の実施について

#### ア 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査

生活保護法施行事務の監査については、①前年度の監査結果に基づいた管内福祉事務所ごとの問題点の把握・整理、②これらを踏まえた的確な指導監査の実施、③当該福祉事務所のその後の改善状況の確認及び指導等一連の事務がPDCAサイクルを意識して、効果的に実施される必要がある。このためには、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと実施体制の確保が不可欠であるが、一部の本庁において、本庁生活保護主管課長が生活保護指導職員にもかかわらず、指導監査等に参画せず、そのため、管内事務所で重大な問題が発生している状況も見受けられる。

については、問題を有する福祉事務所、大規模事務所等に対する指導監査に生活保護主管課長が実地に参加し、改善に向けた指導を行う体制となるよう引き続きご留意願いたい。

なお、厚生労働省においては管内福祉事務所の数等に応じ、担当課長をはじめ一定数の職員について、生活保護指導職員として人件費を補助しているところがあるので念のため申し添える。

#### イ 国が実施する生活保護法施行事務監査

平成23年度については、東日本大震災の影響により一部自治体のみ実施し、他の自治体については平成22年度監査結果に基づく現地確認調査を実施するなどしてきたところであるが、平成24年度については従来どおりすべての都道府県・政令指定都市に対して実施することとしているので、了知願いたい。

また、福祉事務所の選定については、4月の各都道府県・市からのヒアリングの結果に基づき決定することとしているが、事件・事故の発生した福祉事務所や本庁監査において問題点の多い福祉事務所への監査を実施するとともに、重大な事件・事故の発生を踏まえ、必要に応じ特別監査等を実施することとしている。

なお、中間とりまとめにおいて各種調査の重複の排除や省力化等を行うこととなったことを受け、現在監査における事前提出資料等の見直しを検討しているこ

とを申し添える。

#### ウ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不正事案、暴力団関係者による不正受給事例など、広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このため、来年度においても今年度同様、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に会議を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、監査班長など関係職員の派遣について配慮願いたい。

#### (2) 生活保護査察指導員に対する研修について

平成23年度生活保護査察指導に関する研究協議会については、東日本大震災の影響により開催を見送ったところであるが、平成24年度の研修は平成23年度生活保護担当指導職員ブロック会議において集約した意見を踏まえ、より現場のニーズに即した研修にするべく、現在検討を重ねている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣について管内福祉事務所に対して配慮願いたい。



### 第3 生活困窮者支援について（地域福祉課）

#### 1 ホームレス等生活困窮者支援について

##### （1）平成24年度のホームレス対策事業について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成24年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体におかれては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体（以下、「NPO等民間団体」という。）との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

なお、議員立法である同法は、平成24年8月に失効の時期を迎えるが、その後の取扱い等については、逐次情報提供することとしているのでご了知願いたい。

##### （2）ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査、生活実態調査）については、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、各自治体にご協力いただき実施しているところである。このうち、概数調査については来年度も実施する予定であり、平成24年度予算（案）においても、当該調査に係る所要の経費を確保したところであるので、引き続き、ご協力願いたい。

また、現在実施している生活実態調査（29自治体を対象に平成24年1月実施）については、平成25年に予定している基本方針の見直しに際して、政策評価を行うために必要なものであることから、今後調査結果の分析・評価を行う予定であるが、その内容等については、適宜情報提供するのでご了知願いたい。

##### （3）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について

【参考資料（第3関係）の1-(1)、1-(2) 参照】

厳しい雇用失業情勢が続く中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者に対しては、地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう引き続き支援を行うことが強く求められているところである。

このため、平成22年度第2次補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策分）に積増しを行い、ホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」（以下「絆事業」という。）を実施しているので、積極的にご活用願いたい。

また、平成24年度における絆事業については、平成23年度第3次補正予算に盛り込まれた「社会的包摂・「絆」再生事業」の中で実施することとしているのでご了承ください。

絆事業の内容については、既に平成23年11月22日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」（社援発1122第4号）で周知しているが、ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、絆事業のメニューの一つである「NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業」を積極的に活用されるようお願いしたい。

#### （4）パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクト事業について

【参考資料（第3関係）の2 参照】

パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクトについては、平成22年度から内閣府が募集を行い緊急雇用創出事業臨時特例基金〔所管：職業安定局〕を活用して実施しているが、今回の東日本大震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展（新モデルプロジェクト）させ、これらの取り組みの制度化に向けた検討を進めることとしたものである。

このため、平成23年11月に内閣府が募集を行った本事業の第3次実施分（新モデルプロジェクト）については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を活用して実施することとしたのでご了承ください。

なお、今後本プロジェクトを実施するための募集等に関する事務は従前どおり内閣府が行い、事業実施に係る交付金の執行に関する事務については地域福祉課が行うこととしている。

(5) 社会的包摂ワンストップ相談支援事業について 【参考資料（第3関係）の3 参照】

昨年1月18日に、「国民は、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域・家族のつながりの弱体化等の経済社会の構造変化の中で、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大していることから、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクと隣り合わせになりつつある。」との状況を踏まえ、内閣総理大臣の指示により内閣官房に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置された。そして、この特命チームにより、8月10日に「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」がとりまとめられたところである。

この中で、「生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みを傾聴するとともに、問題を解決するワンストップ型の相談支援が必要であり、こうした体制を早急に整備する必要がある」との提言が行われたことを踏まえ、内閣官房社会的包摂推進室において、平成23年度第3次補正予算に約4.7億円を盛り込み「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設したものである。

この事業については、補正予算の成立後、厚生労働省に予算の移し替えがなされたため、現在地域福祉課において今年度の事業の実施団体の公募及び選定や補助金の交付等の事務を行っている。

この事業は、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的としたものである。このようなことから、地域で課題解決のための支援を行うに当たっては行政機関との連携が重要となるので、事業実施者へのご協力をお願いしたい。

## 2 生活福祉資金貸付制度について

### (1) 震災特例貸付の実施について 【参考資料（第3関係）の1-(3)参照】

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年度の制度創設以来、各都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり時代のニーズに合わせて改善を重ね、低所得者などに対するセーフティネット施策の一つとしての役割を担ってきたところである。

特に東日本大震災の発生後において甚大な被害状況の中で、被災者の一時的に必要となる資金ニーズに対応するため、緊急小口資金の特例措置を講じ、約7万件、100億円（平成23年12月末現在）の貸付による被災者支援を実施したところである。

自らも被災している状況にもかかわらず、震災直後から貸付事業を行った社会福祉協議会に感謝申し上げるとともに、現在も被災者への支援策として実施している「生活復興支援資金貸付」について積極的かつ迅速的に貸付が行われるよう社会福祉協議会へ周知願いたい。

### (2) 貸付事業の実施体制強化等について 【参考資料（第3関係）の1-(1)参照】

生活福祉資金の実施主体である都道府県社会福祉協議会が行う貸付・審査業務に係る事務費、借受世帯との窓口となる市区町村社会福祉協議会の貸付事務費、民生委員が行う貸付調査・償還指導の実費弁償費及びその他償還対策に必要な経費については、制度の趣旨・目的を踏まえ都道府県に1/2の負担をお願いしているところであるので、これらに関する実態把握を行うとともに、所要の財政措置に特段のご配慮を願いたい。

なお、相談支援体制の充実に要する経費については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」において措置しているところであるが、同基金の事業実施期間については、平成23年度第3次補正予算において平成24年度末まで延長したので社会福祉協議会の実情をよく把握し有効活用されたい。

また、セーフティネット支援対策等事業費補助金において措置している生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、補助規定の見直しを行い、貸付金の償還に向けた取り組みを積極的に行う予定の社会福祉協議会に対しては一定額の補助の増額を行うなどの補助基準を定める予定である。なお、詳細については追ってお示しする予定である。

### (3) 暴力団員等による不正利用対策について

生活福祉資金貸付に関する不正利用対策については、平成22年8月6日付け地域福祉課長通知「生活福祉資金の適正な貸付けの実施について」（社援地発0806第1号）により、社会福祉協議会が警察等関係機関と円滑な連携が図られるよう必要な支援を行うようお願いしているところである。しかしながら、昨年においても、一部の地域において暴力団員等が虚偽の内容による不正な申請を行い借入を行っている事例の報道がなされている。

暴力団員は、反社会的行為により国民生活の安全と平穏を脅かす若しくは実際に危害を加えるものであり、そのような暴力団員に対して貸付が行われることになれば、公的資金を原資とする貸付金が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用される恐れも生じる。このため、有事の際に警察と社会福祉協議会の連携による迅速な対応が可能になるよう、都道府県からも警察に事前に協力を求めるなど、社会福祉協議会が警察から必要な支援を得られるよう引き続き支援願いたい。

[ 参考資料（第3関係） ]

1 平成23年度第3次補正予算関係

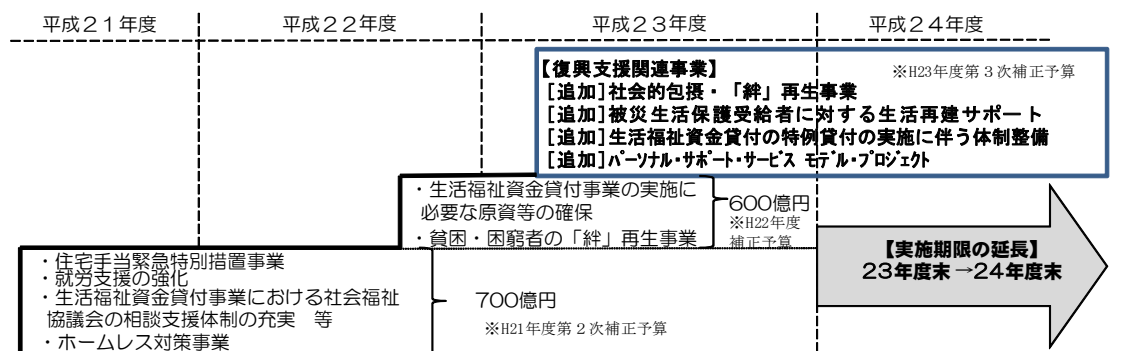
(1) 緊急雇用対策事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の積増し、延長

緊急雇用対策事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の積み増し、延長

平成23年度第3次補正予算 約367億円

- 避難者の孤立化等の課題に対応するため、被災者への生活支援等に資する復興支援関連事業を実施。  
【追加事業内訳】・社会的包摂・「絆」再生事業
  - ・被災生活保護受給者に対する生活再建サポート
  - ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備
  - ・パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト
- ※ 既存事業についても延長実施

○ 緊急雇用創出基金（住まい対策）



23年度3次補正予算における追加事業の概要

- ・ 社会的包摂・「絆」再生事業
 

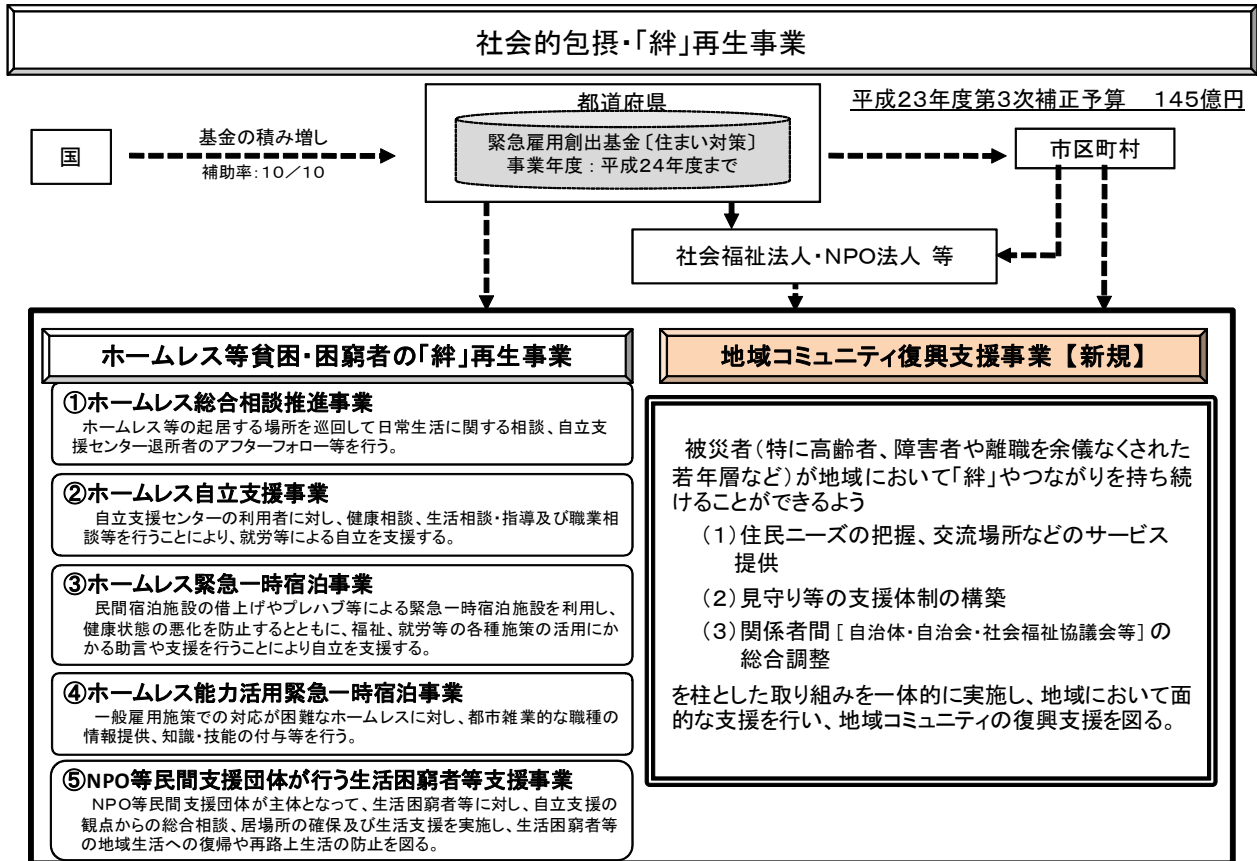
地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための取り組みを支援するとともに、震災の影響による失業者の路上化防止、生活再建を図る。
- ・ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート
 

生活基盤を失ったり、遠隔地への避難を余儀なくされた被災生活保護受給者の生活再建を図るため、社会福祉士等の「生活再建サポーター」による個別支援を行う。
- ・ 生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備
 

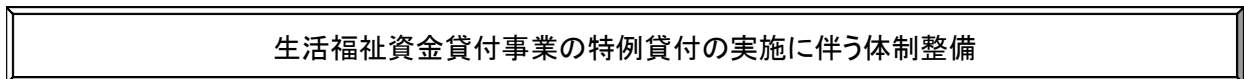
被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付けを行うことにより、生活の復興を支援する生活福祉資金貸付の特例貸付の実施体制の整備を行う。
- ・ パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト
 

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するパーソナル・サポート・サービスについて、全国20か所程度でモデル・プロジェクトを実施する。

(2) 社会的包摂・「絆」再生事業



(3) 生活福祉資金貸付事業の特例貸付の実施に伴う体制整備

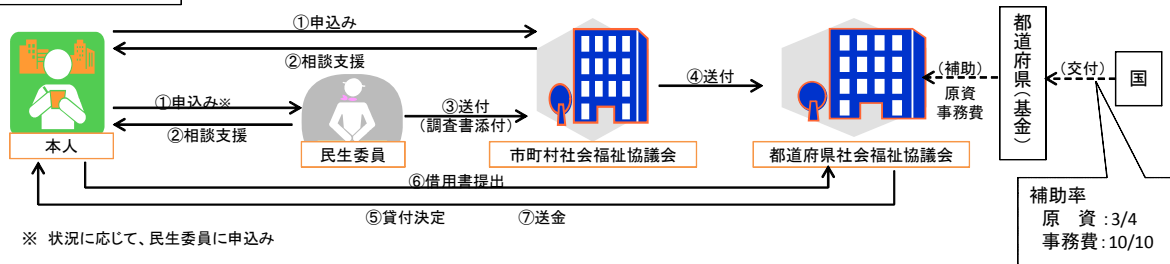


(項)地域福祉推進事業費 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金 平成23年度第3次補正予算 165億円

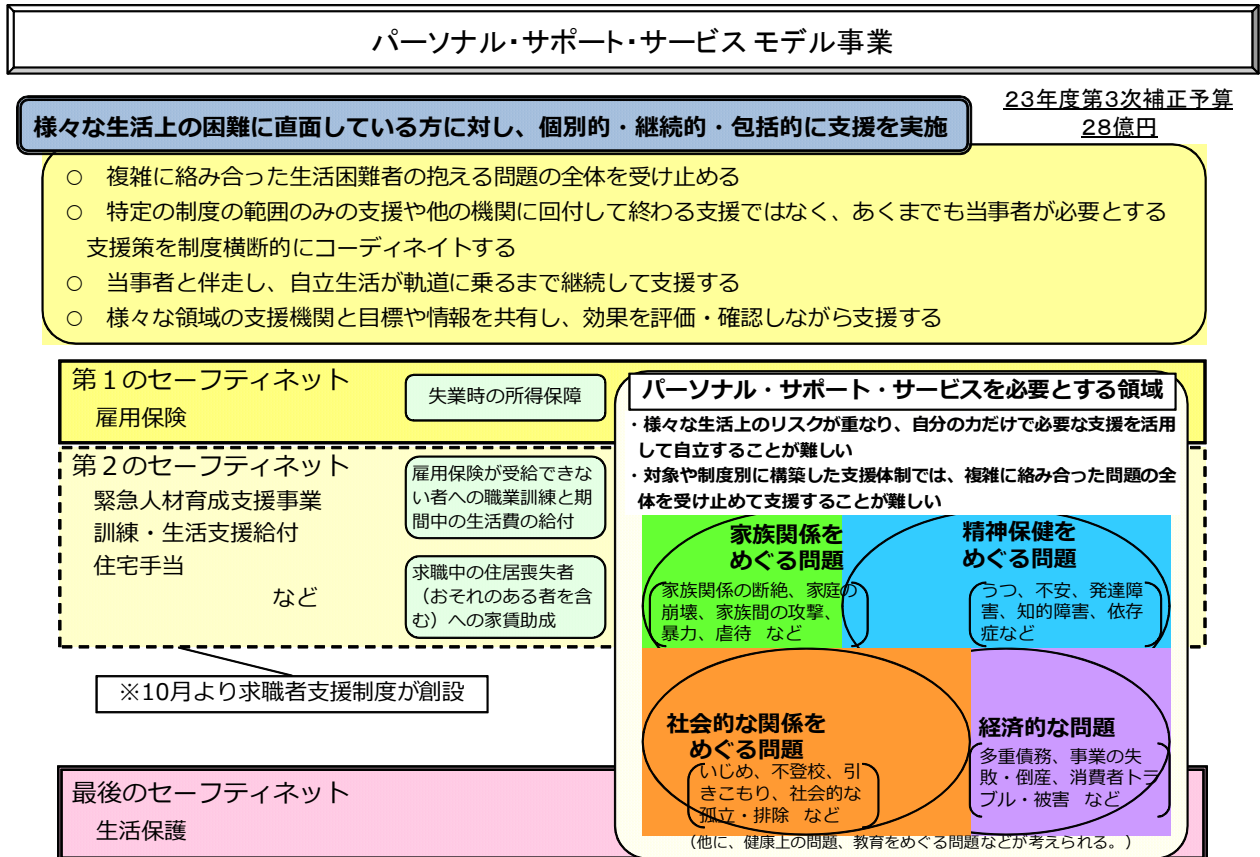
生活復興支援資金の貸付内容

貸付対象	被災した低所得世帯	
貸付内容	①一時生活支援費（当面の生活費）	月20万円（単身世帯は15万円）以内×6月
	②生活再建費（転居費、家具什器等の購入費）	80万円以内
	③住宅補修費	250万円以内
据置期間	2年以内	
償還期限	20年以内	
貸付利子	無利子（保証人なしの場合は年1.5%）	
連帯保証人	原則1名（保証人なしでも貸付可）	

貸付手続き等の流れ



## 2 パーソナル・サポート・サービス モデル事業



## 3 社会的包摂ワンストップ相談支援事業

